

第 1707 回 (2 月 25 日)

東南アジア・オセアニアにおける 土着の水産資源管理とその変容

(国立民族学博物館) 秋 道 智 彌

現在、世界的な規模で沿岸域の水産資源の適正な利用、ならびに乱獲の防止を目的としたさまざまな試みが行われている。かかる資源の利用・管理に関する問題は、地元の関係住民はもとより、政策担当者や開発推進に携わる人々、環境保護を進める団体や個人にとっても、関心が高まってきている。

いわゆる土着的 (indigenous) と呼ばれる資源管理の慣行や知識に関する研究や議論がここ 10 年間に盛んに行われるようになってきたが、その評価は十分になされていない。そこで、本報告では、東南アジアおよびオセアニアにおける調査研究をもとに、土着の水産資源の利用・管理とその変容に関する諸問題を人類学的観点から考察する。

(事例 1) ソロモン諸島マライタ島ラウ：近代化や商業的漁業の浸透に伴う伝統的な漁場の利用の変化

(事例 2) パプアニューギニア、マヌス州：商業的漁業によって生じた紛争処理における国家法の適用不可能性による伝統的紛争解決法への依存

(事例 3) 東インドネシア、サンギル諸島：アジの巻き網漁に伴う村落共同体的な漁場利用の変化

(事例 4) 北スラウェシ：海藻の養殖の導入に伴うマングローブ・サンゴ礁生態系の変化と保全

(事例 5) 東インドネシア、マルク州：伝統的資源管理 (sasi) による資源利用紛争処理の意義と限界

(事例 6) インドネシア、マカッサル海峡：浮き魚礁 (rumpon) 漁による漁場争いに関する国家法と慣習法の相克

事例研究の積み重ねの中から導かれるいく

つかの論点として、以下の四つが指摘される。

第 1, 土着的知識 (Indigenous Knowledge) と近代的知識 (Established Scientific Knowledge) をめぐる問題。土着的なもののすべてが善ではなく、また幾多の影響を受けて現在に引き継がれている。両者の接合が、研究方法論の上からも、求められている。

第 2, 慣習的な制度と国家の制度や法律との相克あるいは調整に関する問題。慣習法 (Customary law) と国家法 (National law) とが二元的に対立している場合は、問題解決は不可能である。国家の法律を一方的に村落に押しつけることはできないが、かといって、村落にすべてを管理させることにも無理がある。

第 3, 資源別管理と生態系管理に関わる問題。資源の管理には、資源の密度の把握など客観的な資料が必要であるが、他方で、資源管理のどのような方法も必ず社会的意味合いを持つこと、に対する認識が重要である。

第 4, 生態学的管理と社会的緊張およびその緩和。資源管理は、例えば資源採取に関する時期限定 (口開け) や大きさの規制などのほか、非生物的なものによる規制も重要であり、入漁料の制定はその一例である。

(文責・水野正己)